

平成11年度医療監視等講習会質疑応答

質 疑	回 答
<p>20. 特別医療法人の要件について</p> <p>健康政策局指導課長通知「特別医療法人に係る定款変更等の申請について」（平成10年7月6日付け指第39号）の第1の1の（1）等において、「国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくもの」との記述があるが、これは具体的にどのような計画を想定しているのか。</p> <p style="text-align: right;">（京都府）</p>	<p>医療法第30条の3に規定されている医療計画のことである。</p> <p style="text-align: right;">（健康政策局指導課）</p>
<p>21. 柔道整復師が超音波画像診断装置等を使用することの可否について</p> <p>超音波画像診断装置の使用は、医師以外の者が行っても人体に危害を及ぼすおそれのない行為であると思われるが、本装置を柔道整復師が業務に使用することは可能か。また、超音波治療器具についてはどうか。</p> <p>[理由]</p> <p>最近、従来は医療機関のみで使用されていた超音波画像診断装置等が柔道整復の施術所で急激に普及しつつあるので、取り扱いを明確にする必要がある。</p> <p>業界関係者からは、超音波画像診断装置を使用し、患部を観察することにより、触診等より正確に患部の状態を把握することが可能で、施術に有用なので使用を認めて欲しいとの要望が出されている。</p> <p style="text-align: right;">（福島県）</p>	<p>超音波検査は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第2条第1項、第20条の2第1項及び同法施行令第1条第11号の規定により、診療の補助行為と位置づけられている。したがって、柔道整復師が当該検査を行うことを業とすることはできない。</p> <p style="text-align: right;">（健康政策局医事課）</p>